

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。これを受け、本市では「社会において許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底する。学校においても見逃しのない観察、手遅れのない対応、心の通った指導を行い、いじめを許さない学校体制をつくる。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・栄養教諭・スクールカウンセラー

(2) 役割

いじめ対策委員会は、以下に示す役割を有する。

【未然防止】

・いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

・いじめ（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、アンケート調査や聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、

学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

【役割等の周知方法】

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童や保護者・地域等への周知をおたより・ホームページで年度当初に行う。

(3) 開催時期

定例委員会は、毎月1回開催。（緊急対応の場合は、構成員を含めこの限りではない。）

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。

(5) 委員会として取り組む内容

- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ・ **学習環境の整備**
 - ・一階廊下に「あなたにも 必ずあるよ 自分色」や「助け合い 一人が動けば みんな笑顔」などの標語を掲示し、注意を呼びかける。
- ・ **授業改善の充実**
 - ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
 - ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
 - ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
 - ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・ **道徳教育、人権教育の充実**
 - ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
 - ・参観等で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・ **児童が主体的に行う活動や体験活動の充実**
 - ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
 - ・学校行事（運動会や音楽会）を通して人間関係づくりを行う。
 - ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
 - ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
 - ・5月憲法週間・12月の人権月間の際、人権標語を作成する。
 - ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
 - ・計画委員会と連携し、「全校遊び」の計画、実行をする。
- ・ **児童同士の絆づくり**
 - ・児童にさわやか目標で、仲間作り、人間関係作りでのめあてをもたせその実現に向け実行させる。
- ・ **児童に対する定期的な調査**
 - ・いじめ記名式アンケートを年2回実施。また、4～6年生については、クラスマネジメントシートを年2回回り活用する。また学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）に「いじめ」の項目を入れ、活用する。

・いじめ対策委員会の周知

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等について児童に紹介する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

・児童に対する定期的な調査

- ・いじめアンケート・クラスマネジメントシート・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、実態の把握に努める。

・上記調査の結果の検証及び組織的な対処

- ・「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。
- ・アンケートの結果を分析し、成果と課題を周知し、PDCAサイクルでの見直しも行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

『いじめ対策委員会』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

確認・周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

行い、必要に応じて改善

□児童生徒、保護者、地域への周知

□いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

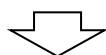
- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・児童に対する定期的な調査
- ・いじめ対策委員会の周知

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察



組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

<p>【いじめ対策委員会で共有】</p> <ul style="list-style-type: none">●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。	<p>【事実確認】</p> <ul style="list-style-type: none">●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
---	--

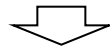
手遅れのない対応



管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

<p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none">●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS C、パトナ等との連携を図る。●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。	<p>【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none">●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。	<p>【教育委員会への報告・連携】</p> <ul style="list-style-type: none">●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。
<p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none">●担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。	<p>心の通った指導</p>		



「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

<p>【学校全体での継続的な指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none">●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。<ul style="list-style-type: none">①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復） <p>※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。</p>

・インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

謝罪とその受入をもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超え、設定するものとする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により、確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

・内容（いじめ事案対処に関する校内研修 等）

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・「上里小学校いじめ防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等

・実施時期（年間を通じて複数回）

- ・5月、8月、10月、12月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「上里小学校いじめ防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

5 重大事態への対処

・基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

・重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生指委員会「提案検討」 ・生指委員会「学校のきまり」 ・職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・生指・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・「あいさつ運動」 強化週間 ・1年生を迎える会 ・たてわりグループ編成 <p>【1年】交通安全教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のいじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会で校長から啓発 ・HPでいじめ対策委員会の周知を行う。 ・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会② 「いじめ等、見守る児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、見守る児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・地生連総会 ・大原野の杜と交流（栽培委員会）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「児童の様子の共有」 ・職員会議 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日（育成学級児童の紹介） ・「なかまづくり」の教材の活用 <p>【2・3年】自転車教室 【5・6年】薬物乱用防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 ・記名式いじめアンケートの実施①（全学年）学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜参観② ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・第1回学校運営協議会で説明①
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシート・いじめアンケート・教育相談の結果の共有」 「児童の様子の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話を ・校内オリエンテーリング <p>【2・4年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会

8	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 「児童の様子の共有」 ・生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「教職員のいじめに対する意識向上」 「事例を基にした実践研修」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「児童の様子の共有」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日(男女平等) <p>【4年】手話教室</p> <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p> <p>【6年】茶道体験</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観③ ・PTA 家庭教育学級で保護者啓発 ・大原野相撲 ・コミプラ相撲
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会③ 「いじめ等、見守る児童の共有」 ・生指・いじめ対策委員会⑦ 「児童の様子の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日(外国人教育) ・運動会 <p>【6年】ママチャイルド陸上記録会</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑧ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「児童の様子の共有」 ・職員会議 「学校評価の実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日(総合育成支援教育) ・音楽発表会 <p>【4年】自転車免許教室 避難所開設授業</p> <p>【6年】大原野中授業・部活動体験 修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 ・記名式いじめアンケートの実施②(全学年)学年集約と共有 ・教育相談週間(個別面談)② ・学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導研修会で啓発 ・小中合同地域清掃
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシート・いじめアンケート・教育相談の結果の共有」 「児童の様子の共有」 ・生徒指導校内研修会④ 「事例を基にした実践研修」 「アンケート結果を基にした研修」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日(人権月間) ・人権集会 ・人権標語の作成と発表 <p>【4年】ものづくりの殿堂</p> <p>【5年】スマホ・ケータイ安全教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・希望制個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会

1	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「児童の様子共有」 ・職員会議 「学校評価の結果共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの日（性教育） ・「あいさつ運動」強化週間 <p>【4年】1/2 成人式の取組、認知症サポート講座</p> <p>【6年】科学センター学習</p> <p>演劇鑑賞教室</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「児童の様子共有」 ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展 ・交流給食 	<ul style="list-style-type: none"> ・新一年半日入学保護者説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観④ ・学級懇談会③の中で保護者啓発 ・新1年入学説明会で校長から講話 ・大原野の杜と交流（栽培委員会）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生指・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 「児童の様子共有」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校運営協議会で説明と評価③ ・地生連総会

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、月1回の定例会ならびに、いじめ事案の発覚時に速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。